①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法													2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
19	19	19	19	18	18	1	15	11	8	14	10	13	16	0	1	2	1	18	10	9	3	9	1	4	4
石川県	金沢市	教育総務課	076-220-2477	kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp	http://www4.city.kanazawa.lg.jp		○	○		○	○	○	○				○		目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、援助対象となる年間所得の目安額等を記載			○			
石川県	七尾市	教育総務課	0767-53-8435	kyouiku-soumu@city.nanao.lg.jp	http://www.city.nanao.lg.jp	https://www.facebook.com/nanaocity	○		○	○			○					○	全児童生徒宛てに制度の書面を配布し、配布したことを保護者宛ての「連絡網メール等」にお知らせしている.	○				○	新入学準備費の申請のみ、年長児の保護者宛てに郵送している
石川県	小松市	教育委員会事務局　学校教育課	0761-24-8122	gakkou@city.komatsu.lg.jp	https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/index.html		○	○		○	○		○					○	・平易な文面の使用、児童扶養手当担当課カウンターに案内文設置 ・外国人対応として、ポルトガル語訳の案内文や申請書類を準備			○			
石川県	輪島市	教育委員会教育総務課	0768-23-1171	kyouiku@city.wajima.lg.jp	https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2013032700129/		○	○	○	○	○							○	福祉課が送付する特別児童扶養手当現況届の案内に、就学援助制度について案内文同封	○				○	入学前支給については、教育委員会から希望する保護者に申請書を配布
石川県	珠洲市	教育委員会事務局	0768-82-7816	gakkou@city.suzu.lg.jp						○	○	○	○					○		○				○	家庭の事情に変更があった児童生徒の保護者に対し、個別に学校から案内・申請書を
石川県	加賀市	教育委員会事務局学校指導課	0761-72-7975	shidou@city.kaga.lg.jp	http://www.city.kaga.ishikawa.jp/kyouikuiinkai/shidou/shyuugakujyoseihi.htm		○		○	○			○					○		○		○			
石川県	羽咋市	羽咋市教育委員会学校教育課	0767-22-7131	gakkou@city.hakui.lg.jp	http://www.city.hakui.lg.jp/sypher/www/index.isp		○	○		○	○							○		○					
石川県	かほく市	教育委員会事務局　学校教育課	076-283-7136	gakkou@city.kahoku.lg.jp	http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/www/01/101/003/005/index_5217.html		○	○	○	○		○	○					○				○			
石川県	白山市	教育委員会事務局学校教育課	076-274-9571	gakkou@city.hakusan.lg.jp	http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/		○	○		○	○	○	○					○				○			
石川県	能美市	能美市教育委員会教育総務課	0761-58-2270	ed-somu@city.nomi.lg.jp	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1553771922276/index.html		○	○		○		○	○			当該年度の対象者に年度末の3月に翌年度の説明文と申請書を教育委員会から郵送している		○	英語の申請書を作成	○				○	当該年度の対象者に年度末の3月に翌年度の説明文と申請書を教育委員会から郵送している
石川県	野々市市	教育文化部　教育総務課	076-227-6113	kyouiku_soumu@city.nonoichi.lg.jp	https://www.city.nonoichi.lg.jp		○	○				○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載			○			
石川県	川北町	教育委員会　学校教育課	076-277-1111		http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/							○	○					○			○				
石川県	津幡町	津幡町教育委員会学校教育課	076-289-6700	gakkoukyouiku@town.tsubata.lg.jp	http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/gakkoukyouiku/shochu_syuugakuenjyo.html		○		○	○	○	○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・申請書の記載例をウェブサイトに掲載。				○		
石川県	内灘町	内灘町学校教育課	076-286-6717	gakkoukyouiku@town.uchinada.jg.jp	http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/index.jsp		○					○	○					○				○			
石川県	志賀町	志賀町教育委員会　学校教育課	0767-32-9116	gakko-kyoiku@town.shika.lg.jp	http://www.town.shika.lg.jp		○		○	○	○	○	○					○	児童扶養手当担当者との情報共有。	○					
石川県	宝達志水町	学校教育課	0767-29-8300	kyoiku@town.hodatsushimizu.lg.jp	http://www.hodatsushimizu.jp/		○	○		○								○		○	○				
石川県	中能登町	教育文化課	0767-76-2808	kyouiku@town.nakanoto.ishikawa.jp	https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp			○				○	○		○	自治体のウェブサイトに制度を掲載		○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・各費目の援助額を記載している。 ・転入者には必ず、就学援助制度の案内を配布している。			○			
石川県	穴水町	穴水町教育委員会事務局	0768-52-3710(直通)	lg-kyouiku1@town.anamizu.lg.jp	http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/				○	○	○	○	○					○	平易な文面の使用	○	○				
石川県	能登町	能登町教育委員会事務局	0768-62-8537	kyouikuiinkai@town.noto.lg.jp	https://www.town.noto.lg.jp/www/life/result.jsp?genre_id=29&parent_genre_id=1		○	○	○		○	○	○					○				○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が乏しい者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
19	19	16	16	15	16	16	17	11	4	15	16	5	5	5	11	6	0	12	0	3	18	0	3	1		
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
石川県	七尾市																	○			1.3				10%未満	10%未満
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	15%未満
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3				20%未満	20%未満
石川県	珠洲市																	○			1.3				10%未満	10%未満
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					1.3				15%未満	15%未満
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3				10%未満	10%未満
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				15%未満	10%未満
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3				20%未満	20%未満
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.3		その他経済的にお困りの方		10%未満	10%未満
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	（２）の基準根拠については合計所得金額を元にしており、生活保護基準は平成25年８月１日改正前の基準を採用している。	15%未満	15%未満
石川県	川北町						○																		5%未満	5%未満
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				10%未満	10%未満
石川県	内灘町	○	○		○	○	○			○	○					○					1.3				15%未満	10%未満
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	10%未満
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○				○							○			1.3				10%未満	10%未満
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.3				10%未満	10%未満
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○		○	1.3		穴水町教育委員会が特に就学援助の必要があると認めた者		10%未満	10%未満
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3				15%未満	15%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																										
		１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		（１）　費目毎の援助額																																										（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費												
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
19	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	1	1	1	18	18	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0	5	5	5	1	1	0	9
石川県	金沢市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	0								
石川県	七尾市							○	11,420								○	50,600																				
石川県	小松市							○	11,520								○	50,600														○	2,060	1,755				・H3.4.1要綱改正により支給額変更。 ・通学用品費は、1年生以外（2～6年生）が対象 ・医療費については、実績なし
石川県	輪島市							○	10,360								○	50,600				○										○	18,000	18,000				
石川県	珠洲市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				医療費については、中学卒業まで無償化しており援助はなし。
石川県	加賀市							○	11,520								○	50,600		○	0																	通学費実績なし 医療費は平成31年度予算に計上した金額
石川県	羽咋市							○	11,520								○	50,600																				校外活動費の支給平均額は、平成31(令和元)年度予算に計上した単価
石川県	かほく市							○	11,520								○	50,600																				
石川県	白山市							○	11,520								○	50,600																				「支給平均額」欄については、平成30年度の実績額により記入
石川県	能美市							○	11,520					○	40,600	40,600													○	13,000								修学旅行費・学校給食費については平成３１年度当初予算単価
石川県	野々市市							○	11,520								○	50,600											○	0								
石川県	川北町							○	11,420								○	32,900																	○	11,000		
石川県	津幡町							○	13,650								○	50,600																				学用品費：学用品支給額全体に占める割合は1年（11,420円）が14.3%、2～6年（13,650円）が85.7%。 校外活動費（宿泊を伴うもの）：平成31年度予算に計上した単価。 医療費：平成31年度予算に計上した単価。
石川県	内灘町							○	11,520								○	50,600														○	6,000	5,645				修学旅行費、校外活動費（宿泊あり、なし）の支給平均額はH30の実費分
石川県	志賀町							○	11,420								○	40,600																				
石川県	宝達志水町							○	11,420								○	40,600																				
石川県	中能登町							○	15,220								○	40,600																				
石川県	穴水町							○	5,710								○	20,300														○	10,745	10,745				校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、学校給食費の支給平均額は、平成３１年度予算に計上した単価を記入。
石川県	能登町							○	11,520								○	50,600																				

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
19	19	5	1	1	2	3	1	9	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
石川県	金沢市							○															
石川県	七尾市	○																					
石川県	小松市							○															
石川県	輪島市	○																					
石川県	珠洲市							○															
石川県	加賀市	○								一部の学校において制服をバザーで販売している。													
石川県	羽咋市							○															
石川県	かほく市				○	○	○											○					
石川県	白山市							○															
石川県	能美市	○																					
石川県	野々市市							○															
石川県	川北町							○															
石川県	津幡町	○		○		○																	
石川県	内灘町								○	PTAによる制服のリサイクル													
石川県	志賀町				○																		
石川県	宝達志水町							○															
石川県	中能登町		○																				
石川県	穴水町					○																	
石川県	能登町							○															